

福島市議会基本条例運用基準（案）

平成 26 年 月 日
議会運営委員会決定

1 趣旨

この福島市議会基本条例運用基準は、福島市議会基本条例（平成 26 年福島市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

2 災害時における議会及び議員の活動

（1）条例第 6 条の規定による災害時における議会の活動については、次に定めるところによる。

- ①福島市議会災害対応指針のとおり
- ②福島市議会災害対策会議設置要綱のとおり

（2）条例第 7 条の規定による災害時における議員の活動については、次に定めるところによる。

- ①福島市議会議員の災害対応行動マニュアルのとおり

3 会議の呼称

（1）定例日から開催する会議の期間の呼称は、定例日に合わせ年号〇年〇月福島市議会定例会議（以後「定例会議」という。）と称する。

（2）定例会議以外に開催する会議の期間の呼称は、開催日に合わせ年号〇年〇月〇日福島市議会緊急会議（以後「緊急会議」という。）と称する。

4 会議の開催及び議案の提出

（1）会議の日程

- ①各定例会議の日程は、通常、各定例日の 7 日前に開催する議会運営委員会において、提出予定の議案等を考慮し、あらかじめ議事日程とともに内定する。
- ②議長は、緊急会議を開催する場合、代表者会で調整し、会議の開催日を決定した上で、議会運営委員会において当該日程を決定する。
- ③一般選挙後に地方自治法第 102 条の 2 第 4 項の規定により市長が議会を招集した場合、議会は先決事案として正副議長の選挙、議会運営委員の選任、常任委員の選任を行う。なお、議会運営委員を選任した後、速やかに議会運営委員会を招集し、当日の会議日程を決定する。

（2）会議の開催通知

- ①定例会議を開催する場合、各議員への通知は行わず、緊急会議を開催する場合のみ各議員に通知する。

(3) 議案の提出及び説明

- ①市長が、定例会議において当初提出する議案の提案理由説明は、通常、各定例日の冒頭に行うものとする。ただし、災害発生など、特段の事情がある場合は、この限りではない。この場合、その都度、状況に応じて議会運営委員会を開催のうえ、日程を調整する。

5 議長・議員の招集請求、市長からの開議請求

- (1) 市長、議員及び委員会が緊急会議の開催を議長に請求する場合は、付議事件を明記した緊急会議開催請求書を議長へ提出する。
- (2) 議員が緊急会議の開催を議長に請求する場合は、議員の定数の4分の1以上の者から行う。

6 一事不再議

- (1) 一事不再議の原則は、定例会議又は緊急会議の都度、事情変更の原則を適用する。
- (2) 会期内であっても、会議の期間が異なる場合は、会議規則第15条ただし書に規定する事情の変更があったものとする。なお、会議の期間とは、次のことをいう。
 - ①定例会議（9月、12月、3月及び6月定例会議）の期間
 - ②市長からの会議請求による緊急会議の期間
 - ③議長発議、議員及び委員会からの請求による緊急会議の期間

7 継続審査

- (1) 会議の期間中に議決に至らなかった議案、請願・陳情については、当該会議の最終日の本会議において、所管委員会の委員長より、次の会議まで審査を継続することを報告する。
- (2) 会議の期間中に議決に至らなかった議案、請願・陳情については、議会だより及び議会ホームページ等において、「継続審査」と表記する。

8 一般質問等

- (1) 一般質問は、9月、12月、3月及び6月の定例会議において行う。
- (2) 代表質問は、3月定例会議と議員の一般選挙後及び市長の選挙後に初めて開催する定例会議において行う。
- (3) その他、本会議における発言の取扱いに関しては、発言の先例による。

9 専決処分

- (1) 議会は、原則として、地方自治法第180条第1項の規定により議会が指定した市長が専決処分することができる事項以外で、緊急に議決すべき事件については、緊急会議を開催して審議する。

10 休会期間中の待機

- (1) 議員及び市長以下執行部の説明員は、会議の期間中においては、休会期間中であっても議会優先の待機体制をとる。
- (2) 議員は、会議の期間以外の休会期間中においては、原則として個人活動、議員活動及び会派活動に制限はないが、携帯電話等により常に連絡がとれる状態にしておかなければならない。
- (3) 議員は、会議の期間以外の休会期間中においては、3日以上福島市を離れる場合には、連絡方法を事前に議長に届けなければならない。
- (4) 市長以下執行部の説明員は、会議の期間を除き、休会期間中においては、議会対応のための待機体制をとる必要はない。

11 委員会の運営

- (1) 委員会の所管事務調査
 - ① 常任委員会の所管事務調査は、委員会として特定の調査事項について継続的に行う調査と必要に応じてその都度行う調査とする。
 - ② 所管事務調査については、委員会としてあらかじめ、その事項、目的、方法及び期間等を議長に報告する。なお、変更が生じた場合にも同様とする。
 - ③ 所管事務調査における執行部説明員の出席要求は、現状認識や制度の説明等の基本的な内容の説明を求める場合に行う。
 - ④ その他特定の調査事項について継続的に行う所管事務調査については、委員会の先例による。
- (2) 議事堂以外の場所での委員会の開催
 - ① 基本条例第11条第5項の規定に基づき、議事堂以外の場所で委員会を開催する場合には、会議規則第99条に規定する委員派遣承認要求書に派遣先の会場において委員会を開催する旨を記載し、あらかじめ議長の承認を得る。
 - ② 委員長は、議事堂内の会議室に委員会を招集した上で、派遣先の会場において委員会を開催する。なお、委員が直接、現地に集合することは認めない。
- (3) その他委員会の運営については、委員会の先例による。

12 全員協議会・委員協議会

- (1) 条例第12条の規定による全員協議会及び委員協議会の開催については、次に定めるところによる。
 - ① 福島市議会全員協議会要綱のとおり
 - ② 福島市議会委員協議会要綱のとおり
- (2) 議長は、条例第19条第2項に規定する市長等に対して重要な政策等に関する内容の説明を求める場合、全員協議会を開催する。
- (3) 議長は、(2)の全員協議会を開催する場合、福島市議会全員協議会要綱第3条第4項に定める手続きを行う。

1 3 会派

(1) 条例第13条の規定による会派については、次に定めるところによる。

①福島市議会会派及び代表者会に関する要綱のとおり

1 4 情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任

(1) 議会報告会

条例第16条第2項の規定による議会報告会については、次に定めるところによる。

①福島市議会議会報告会実施要綱のとおり

(2) 議案、委員会審査等に関する資料等の公開

条例第16条第5項の規定による議案、委員会審査等に関する資料等の公開については、次に定めるところによる。

①議案審査に関わり執行部から所管委員会に提出された資料の公開は、当該議案の本会議における議決後に公開する。

②委員会の調査に関わり執行部から所管委員会に提出された資料の公開は、所管委員会の判断する時期に公開する。

③公開の方法は、議会ホームページにおいて行う。なお、公開にあたっては、当局との協議が整ったもののみ公開する。

(3) 広報委員会

条例第16条第7項の規定による広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置については、次に定めるところによる。

①福島市議会広報委員会設置要綱のとおり

1 5 市民参加の推進

(1) 福島市議会意見交換会

条例第17条第2項の規定による市民との意見交換及び意見聴取の場については、次に定めるところによる。

①福島市議会意見交換会実施要綱のとおり

(2) 福島市議会パブリック・コメント

条例第17条第5項の規定によるパブリック・コメントの実施については、次に定めるところによる。

①福島市議会パブリック・コメント実施要綱のとおり

1 6 市長等に対する会議等への出席要求

(1) 本会議における出席要求

①定例会議における地方自治法第121条第1項に基づく説明員の出席要求は、原則として、市長、教育委員会委員長、監査委員に対して行う。なお、それぞれの補助職員の出席は、説明員の先例による。

- ②緊急会議における地方自治法第121条第1項に基づく説明員の出席要求は、議案の内容に応じて市長、教育委員会委員長、監査委員のうち必要最小限の出席要求とする。なお、市長の補助職員の出席の範囲は、市長の判断による。
- ③一般選挙後に地方自治法第102条の2第4項の規定により市長が議会を招集する場合の、地方自治法第121条第1項に基づく説明員の出席要求は、議会成立前であるためあらかじめは行わない。この場合、市長、教育委員会委員長、監査委員の出席は、それぞれの判断による。なお、議長選任後、改めて必要最小限の説明員の出席要求を行う。

(2) 委員会における出席要求

- ①会議の期間中に開催される委員会における執行部説明員の出席については、委員会の先例による。
- ②会議の期間中以外に開催される委員会における執行部説明員の出席要求は、現状認識や制度の説明等の基本的な内容の説明を求める場合にのみ行う。なお、その際の説明員の出席範囲は、執行部の判断による。
- ③常任委員会が、必要に応じて、その都度行う所管事務調査における執行部説明員の出席要求は、現状認識や制度の説明等の基本的な内容の説明を求める場合にのみ行う。なお、その際の説明員の出席範囲は、執行部の判断による。
- ④常任委員会が、特定の案件に関して継続的に行う所管事務調査における執行部説明員の出席要求は、現状認識や制度の説明等の基本的な内容の説明を求める場合にのみ行う。なお、その際の説明員の出席範囲は、執行部の判断による。

17 本会議及び委員会における反問・反論

(1) 一般質問における反問・反論

- ①一般質問における反問及び反論は、通告議員の直前の発言に対してのみ行うことができる。ただし、関連質問については、発言議員の直前の発言に対して、反問のみ行うことができる。なお、通告議員の発言がない状態での反問及び反論を行うことはできない。
- ②反問は、質問時間に含めるが、反論は、質問時間に含めない。
- ③反問を行う場合、答弁者は議長に対して、反問の許可を求め、議長の許可を得た上で、行う。この場合、答弁者は、答弁に先立ち通告議員に問いかける形で反問を行い、通告議員からの回答を確認の後、引き続き答弁を行う。
- ④反論は、1人の通告議員に対して1度のみ認める。
- ⑤反論を行う場合、答弁者は議長に対して、反論の許可を求め、議長の許可を得た上で、行う。この場合、答弁者は当該質問に対する答弁がある場合は、先に答弁を行い、また当該発言が通告議員からの意見、要望等である場合は、直ちに反論を行う。なお、この間は、残時間表示の時計を止める。
- ⑥答弁者からの反論があった場合、議長は、反論終了後、直ちに通告議員に対して、当該反論に対する通告議員からの反論の有無を確認し、反論がある場合は、それを許可する。

⑦議長は、通告議員の反論があれば反論終了後に、反論がない場合は、直ちに、反論の終了を宣告し、通告議員に対して、先の答弁に対する質問又は通告している次の質問を行うよう指示をする。なお、この時から残時間表示の時計を進める。

⑧反論の内容については、以降に展開する質問の対象にはできない。

(2) 代表質問における再質問、再々質問における反問・反論

①代表質問においては、総括質問方式を採用しているため、通告された質問に対する反問及び反論を行うことはできない。ただし、再質問、再々質問に対する反問及び反論を行うことができる。

②再質問、再々質問に対して反問を行う場合、答弁者は議長に対して、反問の許可を求め、議長の許可を得た上で、行う。この場合、答弁者ごとに、答弁に先立ち通告議員に問いかける形で反問を行い、通告議員からの回答を確認の後、引き続き答弁を行う。

③反論は、1人の通告議員の再質問又は再々質問中のいずれかの発言に対して1度のみ認める。

④再質問又は再々質問中のいずれかの発言に対して反論を行う場合、答弁者は議長に対して、反論の許可を求め、議長の許可を得た上で、行う。この場合、答弁者は、当該発言に対する答弁がある場合、先に答弁を行い、また、当該発言が通告議員からの意見、要望等の場合は、直ちに反論を行う。

⑤再質問中の発言に対する反論が行われた場合、議長は、再質問に対する全ての答弁が終了した後、直ちに、通告議員に対して、当該反論に対する通告議員からの反論の有無を確認し、反論がある場合は、それを許可する。なお、この場合の通告議員が反論を行う時間は、5分以内とする。

⑥議長は、通告議員の反論があれば反論終了後に、反論がない場合は、直ちに、反論の終了を宣告し、通告議員に対して、再々質問の有無を確認し、再々質問がある場合は、それを許可する。なお、通告議員の反論は、再々質問の質問時間に含めない。

⑦再々質問中の発言に対する反論が行われた場合、議長は、再々質問に対する全ての答弁が終了した後、直ちに、通告議員に対して、当該反論に対する反論の有無を確認し、反論がある場合、それを許可する。なお、この場合の通告議員が反論を行う時間は、5分以内とする。

⑧議長は、通告議員の反論があれば反論終了後に、反論がない場合は、直ちに質問終了を宣告する。

(3) 委員会における反問・反論

①委員会における反問及び反論は、委員の直前の発言に対してのみ行うことができる。なお、委員の発言がない状態での反問及び反論を行うことはできない。

②反問を行う場合、答弁者は委員長に対して、反問の許可を求め、委員長の許可を得た上で、行う。この場合、答弁者は、答弁に先立ち発言委員に問いかける形で反問を行い、委員からの回答を確認の後、引き続き答弁を行う。

- ③反論を行う場合、答弁者は委員長に対して、反論の許可を求め、委員長の許可を得た上で、行う。この場合、答弁者は、当該発言に対する答弁がある場合は、先に答弁を行い、また、当該発言が委員からの意見、要望等の場合は、直ちに反論を行う。
- ④委員会における反論の位置づけは、執行部の答弁とみなすこととし反論の発言以降は、当該反論も含めて、議論の対象にできる。

18 本会議において可決された附帯決議

- (1) 可決した附帯決議の内容については、市長に対し、その処理の経過及び結果の報告を求める。
- (2) 可決した附帯決議の処理の経過及び結果の状況により、必要に応じて、所管委員会において、所管事務調査等を実施し状況を検討する。

19 請願・陳情の取扱い

- (1) 請願・陳情は、定例会議及び緊急会議において、必要に応じて審議する。
- (2) 採択した請願・陳情の処理の経過及び結果の状況により、必要に応じて、所管委員会において、所管事務調査等を実施し状況を検討する。
- (3) その他請願・陳情の取扱いは、請願及び陳情の先例による。

20 議員間の自由討議

- (1) 自由討議の目的
 - ①提案された議案の内容について、議員間の共通理解を深める。
 - ②提案された議案に対して、賛否に関する意見を開陳し合うことにより、表決の際の参考とする。
 - ③提案された議案の内容について、真に市民サービスの向上につながるかを判断する上で、議論を尽くすことにより、市民に対する説明責任を果たす。
- (2) 本会議における自由討議
 - ①本会議における自由討議は、議長の発議又は議員の動議により、本会議に諮り実施する。
 - ②自由討議は、議案採決を行なう日の討論に先立ち実施する。
 - ③議員は、自由討議の実施を求める場合、原則として、対象とする議案を提示し、採決を行なう日の前日までに、議長に申し入れる。
 - ④議長は、③の申し入れがあった場合、議会運営委員会に諮り自由討議の実施を決定する。
 - ⑤議長は、④の議会運営委員会において、実施が決定された場合、議長発議により、本会議において日程を追加した上で、自由討議を実施する。
 - ⑥議員は、自由討議実施の動議を提出する場合、対象とする議案を提示し、会議規則第16条の規定により、本会議における討論の前までに、議長に提出しなければならない。

- ⑦議長は、⑥の動議が成立した場合、直ちに、当日の日程に追加することを会議に諮り、日程の追加が認められた場合、休憩を宣告し、議会運営委員会において、自由討議の進め方等を協議する。
 - ⑧議長は、⑦の議会運営委員会終了後、本会議を再開し、自由討議の実施を宣告する。
 - ⑨議長は、自由討議を実施する場合、説明員を退席させることができる。
 - ⑩自由討議を実施する場合、議長に申し入れを行った議員が、初めに問題提起の発言を行う。
 - ⑪自由討議の発言は、議長に発言の許可を得た上で、自席において行う。
 - ⑫議長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。
- (3) 委員会における自由討議
- ①委員会における自由討議は、委員会における各議案の採決前に、委員長の宣告により、討論も含めて自由に発言する方式で行なう。
 - ②委員長は、発言が出尽くしたと判断した場合、自由討議の終結を宣告する。

2 1 政策討論会

- (1) 条例第23条の規定による政策討論会については、次に定めるところによる。
 - ①福島市議会政策討論会実施要綱のとおり

2 2 条例の見直し手続き

- (1) 条例第34条の規定による条例の見直し手続きについては、次に定めるところによる。
 - ①福島市議会基本条例施行状況管理要綱のとおり

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。